

真岡市公告第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の40第2項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告申請がありましたので同条第2項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることに異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

令和6年5月14日

真岡市長 石坂真



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 真岡市荒町第2区町内会

(2) 区域 ・ 真岡市荒町のうち下記の区域

- 425番1～3、426番2、
- 824番3・4・11・12、829番5、
- 830番2、851番2～6、852番2・4、
- 854番2・3、855番2・3、856番1・2、
- 857番～859番、860番1～4
- 1027番1～5、1028番1～5・10、
- 1030番1、1031番、1035番1～9、
- 1036番、1037番1～20、1038番1、
- 1100番1・2、1101番1、
- 1102番1・2、1103番、1104番、
- 1105番1・2、1106番、1107番、
- 1108番1・2、1109番、1110番1～3、
- 1111番、1112番1～3、1113番、
- 2096番1、2155番、2156番1・2、
- 2157番、2158番1～5、2161番1～5、
- 2162番1・2、5091番2
- ・ 真岡市荒町二丁目のうち下記の区域
- 1番1～27、2番1～20、3番1～9、
- 4番1～16、5番1～29、6番1～35、
- 7番1～11、8番1～17、9番1～13、
- 10番1～8、11番1～9、12番1～11、
- 13番1～33、14番1～48、15番1～41、
- 16番1～27、17番1～23、18番1～17、
- 19番1～15、20番1～8、21番1～23、
- 22番1～10、23番1～4

- ・真岡市荒町三丁目のうち下記の区域
1番1～5、16～30、2番1～7、
3番1～12、4番、5番1～4、6番1～77番
1～10、8番2・5・6
- ・真岡市荒町四丁目1番16
- ・真岡市熊倉町のうち下記の区域
909番1～6、910番1～6、
911番1～10、912番2、
913番1～12、917番1・2
918番～946番、948番～955番、
984番、985番1・2、986番、987番
1017番2、1018番～1022番、
1024番1～8、4340番、4341番、
4333番、4348番、4351番、
4356番、4361番、4369番2・3、
4389番
- ・真岡市中郷のうち下記の区域
198番1～12、199番1～7、
220番5・6、221番、222番1、
223番2・3・4・6、228番1、229番
230番、231番1～3、232番1～19
233番1・3・5～11・19
234番1～8、257番1・2、258番、
259番1～4、261番1～3、
263番1～3、268番3・5～7、
269番1～4、270番1～7、271番、
272番、273番1・2
274番1・2、275番、276番1～5、
277番1、278番～281番、290番
291番1～4

(3) 主たる事務所 真岡市荒町二丁目3番地1

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	469.48 m ²	真岡市荒町1034番地1
宅地	244.90 m ²	真岡市荒町1034番地5
原野	41.00 m ²	真岡市荒町1035番10

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 真岡市荒町第2町内会
住 所 真岡市荒町二丁目3番地1

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間
令和6年5月14日から令和6年7月14日まで

5 異議を述べる方法
真岡市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

6 異議申出書の提出先
栃木県真岡市荒町5191番地
真岡市役所総合政策部市民協働推進室
電話 0285-83-8141